神奈川県立小田原高等学校全日制課程　いじめ防止基本方針（令和３年度改定）

いじめ防止に関する基本的な姿勢

○いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

○したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

○また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努める。

いじめ防止等に関する内容

○教育活動全般を通じて、「いじめは絶対に行ってはならない。」ということを生徒に周知・徹底する。

○ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを積極的に認知する。

○すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

○いじめの防止等に関する実践的な研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

いじめの早期発見のための取組

○けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○いじめを早期に発見するため、毎年「心の健康チェック」「学校生活アンケート」「生徒状況調査」を実施する。

○生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう、スクールカウンセラーの活用を図る。

○いじめの疑いや相談・通報のあった事案は、「教育相談全体支援会議」を通して情報を共有する。

いじめへの対応

○いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。

○いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに「教育相談全体支援会議」または生徒支援グループに報告し、教員が複数で事実確認をする。

○いじめを受けた生徒は、いじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

○いじめに係る情報については、適切に記録する。

○いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。

○いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

○はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
○いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。
○犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
○いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導する。なお、いじめられた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。
○いじめに係る行為が少なくとも３か月止んでおり、かついじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない場合でも、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の状況を日常的なかかわりの中できめ細かく把握するとともに、生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぐ。

重大事態への対処

○いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ特別調査会議」を設置し、迅速に調査に着手する。
○いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、いじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な気持ちを理解して対応に当たり、情報を適切に提供する。
○「いじめ特別調査会議」は、管理職、各年次からの相談担当教諭、生活支援グループリーダー、教育相談コーディネーター、養護教諭、当該年次チーフ、当該担任等で構成する。